

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合公告第4号

入札公告の訂正

令和2年7月7日付け気仙沼・本吉地域広域行政事務組合公告第3号（令和2年度南三陸消防署仮設庁舎解体・撤去工事）において行った入札公告について、下記事項を訂正する。

令和2年7月9日

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合
管理者 気仙沼市長 菅原 茂

【訂正前】

2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における解体工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が550点以上で、かつ、1級技術者が1名以上であること。

【訂正後】

2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における解体工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が550点以上、（解体工事業許可を受けており、とび・土木・コンクリート工事の総合評定値が550点以上でも可）で、かつ、1級技術者が1名以上であること。